

## 横須賀市観光マーケティング調査業務委託 事業者選定プロポーザル実施要項

### 1. 目的

本要項は、横須賀市（以下、本市という）の観光施策の指針である横須賀市観光立市推進基本計画（平成28年9月策定（以下、基本計画という））を令和7年度に改定するにあたり、改定のための基礎情報として市内の観光資源や観光客の動向に関する観光データの効果的な収集と分析等、必要な業務を委託する事業者（以下、契約候補者という）をプロポーザルにより選定することについて、参加を希望する事業者（以下、参加者という）の要件等、必要な事項を定めるものである。

### 2. 業務内容に関する事項

#### (1) 業務名

横須賀市観光マーケティング調査業務委託

#### (2) 業務内容

別紙「横須賀市観光マーケティング調査業務委託仕様書」のとおり

#### (3) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

### 3. 予算上限額

9,000,000円（消費税および地方消費税を除く）

### 4. 選定方式

#### (1) 選定方法

1次選考では、参加者から提出のあった業務提案書（以下、提案書という）を横須賀市観光マーケティング調査業務事業者選考委員会（以下「選考委員会」という）で審査する。この審査により必要な評価点を得て審査を通過した参加者で、2次選考として委託料の見積り合わせを行う。

この見積り合わせで最も低い見積額を提示した参加者を契約候補者に選定する。

#### (2) 提案書の評価方法

提案書の内容について、後述の評価基準に基づき選考委員会で評価採点を行う。  
なお、提案書の内容について本市から質問を行う場合がある。

### 5. 事務局

横須賀市文化スポーツ観光部観光課（計画担当）

〒238-8550 神奈川県横須賀市小川町11番地（本庁舎1号館4階）

(対応時間は土・日曜日、祝日を除く 8 時 30 分～17 時)

電 話：046-822-8124 (直通)

E-mail：to-ec@city.yokosuka.kanagawa.jp

## 6. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、以下の条件をすべて満たす者であること。

なお、本業務を受託するにあたり、その業務の一部を再委託等する協力事業者を設ける場合、全ての者が以下の要件を満たすものとする。ただし、(2)については、少なくとも契約候補者が要件を満たしていれば参加できるものとする。(協力事業者は、委託仕様書に記載の業務内容の一部を担う事業者をいう。)

- (1) 法人格を有している者であること。
- (2) 「かながわ電子入札共同システム」に登録を行い、参加申請書提出時に横須賀市競争入札参加資格を有する、または登録申請中であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき手続き開始の申立てがなされている者(手続き開始後、資格の再認定を受けたものを除く。)でないこと。
- (5) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 横須賀市暴力団排除条例(平成 24 年条例第 6 号)第 2 条第 2 号又は第 5 号に規定する暴力団でないこと及び当該法人の役員が同条第 3 号又は第 4 号に規定する暴力団員でないこと。また、第 7 条に掲げる暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 横須賀市指名停止等措置規則に基づく指名停止期間中でないこと。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (9) 仕様書に示す業務を履行する能力を有すること。

## 7. スケジュール

内容	期日等
公告日	令和6年8月2日（金）
質問書提出期間	令和6年8月2日（金）～8月22日（木）17時
質問回答	質問受付から随時
すべての質問、回答内容の公表	令和6年8月27日（火）
参加申請書提出期間	令和6年8月2日（金）～8月29日（木）17時
参加資格審査結果通知	令和6年9月2日（月）まで
提案書・見積書提出期限	令和6年9月20日（金）17時
1次選考（プレゼンテーション）実施日	令和6年10月1日（火）
1次選考結果通知	令和6年10月3日（木）
2次選考（見積合わせ）の実施	令和6年10月4日（金）
2次選考結果通知	令和6年10月7日（月）
契約締結予定日	令和6年10月8日（火）

## 8. 質問の受付および回答

### （1）質問の受付

本プロポーザルに関する質問は、質問書（様式4）を電子メールに添付して以下の提出先アドレスに送付する。

なお、電子メールの件名は「横須賀市観光マーケティング調査業務委託事業者選定プロポーザル質問書（事業者名）」とすること。

① 提出期限 令和6年8月22日（木）17時必着

② 提出先 横須賀市文化スポーツ観光部観光課

E-mail to-ec@city.yokosuka.kanagawa.jp

### （2）質問の回答および公表

#### ① 回答方法

質問者へ電子メールで随時回答する。質問については可及的速やかに回答するが、内容や量により回答に時間を要する場合がある。

#### ② 公表方法

参加者からの質問およびその回答は、質問者名を伏して、本市ホームページ「横須賀市観光マーケティング調査業務委託事業者選定プロポーザル」に公表する。

なお、受託者の選定に公平を保てない質問については回答しないことがある。

- ③ 回答最終期限および公表日  
令和6年8月27日（火）

## 9. 参加申請の手続き

- (1) 参加申請書等書類の提出期限
- ① 郵送の場合：令和6年8月27日（火）消印有効
  - ② 持参の場合：令和6年8月29日（木）17時必着
- (2) 提出先  
横須賀市文化スポーツ観光部観光課（計画担当）  
〒238-8550 神奈川県横須賀市小川町11番地（本庁舎1号館4階）
- (3) 提出方法  
上記の提出先あて書留郵便による郵送又は持参にて提出すること。
- (4) 提出書類  
提出書類は以下のとおり。

	提出書類	記載内容	部数	様式指定
1	参加申請書※	本プロポーザルに参加する意思を証する書類。	1部	様式1
2	会社概要書	参加者の沿革、従業員数、事業所（拠点）などを記載する書類。	1部	様式2
3	誓約書兼同意書	本要項に記載の参加資格を満たすこと、また提出する書類等に虚偽のないことの誓約、暴力団と関係を有していないことおよび横須賀市税に未納がないことを本市が確認を行うことに同意する書類。	1部	様式3
4	履歴事項全部証明書（発行後3か月以内）	参加者の商業登記を証する書類。法務局が発行する商業登記簿謄本。	1部	—

※ 「かながわ電子入札共同システム」に登録を行い、横須賀市競争入札参加資格を有していない場合は、必ず事前に「かながわ電子入札共同システム」の登録申請を行うこと。参加申請書提出時に申請中である場合は、申請中であることを証する申請受理の通知メールや神奈川県ホームページで確認できる進捗状況を確認する画面の写し等を添付すること。

## 10. 参加資格確認結果の通知

### (1) 通知日

令和6年9月2日（月）まで

### (2) 通知方法

確認結果通知書を参加申請書に記載のメールアドレス宛に電子メールで送信する。

また、提案書を作成するにあたり、参加者の名称に替えて使用する提案者記号（例：A社、B社等）を併せて通知する。

## 11. 提案書および見積書の提出

### (1) 提案書および見積書の提出期限

- ① 郵送の場合：令和6年9月18日（水）消印有効
- ② 持参の場合：令和6年9月20日（金）17時必着
- ③ 電子データの提出期限：令和6年9月20日（金）17時必着

### (2) 提出先

横須賀市文化スポーツ観光部観光課

〒238-8550 神奈川県横須賀市小川町11番地（本庁舎1号館4階）

E-mail to-ec@city.yokosuka.kanagawa.jp

### (3) 提出方法

#### ① 紙媒体

書留郵便による郵送又は持参により提出すること。

※見積書は参加者名を明記した任意の封筒に封入封緘し、封緘にあたっては代表者印やシール等で必ず封印をすること。

#### ② 電子データ

ファイル形式をPDFとし、電子メールで提出すること。電子メールは1通につき10メガバイトを超えないようにし、超える場合は分割送付すること。

なお、電子メールの件名は「横須賀市観光マーケティング調査業務委託事業者選定プロポーザル提案書（事業者名）」とすること。

#### (4) 提出書類

提出書類は以下のとおり。

	提出書類	記載内容	部数		様式指定
1	提案書	本要項の「12. 提案書の作成について」および「横須賀市観光マーケティング調査業務委託仕様書」の内容を十分に踏まえて作成すること。	紙	10部	—
			電子データ	1部	
2	見積書	本業務に対する委託料について、「3 予算上限額」に記載の上限額の範囲内で、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記入すること。	紙	1部	様式5

#### 1.2. 提案書の作成について

提案書は下記の事項に基づいて作成すること。

- ① 提案書の用紙サイズはA4（横）とし、様式や装丁は指定しない。
- ② タイトル、見出しおよび本文の文字サイズは、原則 12 Pt 以上で作成すること。
- ③ 提案書の枚数は、30 ページ以内とする。
- ④ 提案書に自社の名称（事業者名）の表記および自社が推測できる表現をしないこととし、これに替えて事務局が通知する提案者記号（例：A社、B社など）を使用すること。
- ⑤ 提案書は、文章のほか図表等を用いて簡潔かつ明瞭に記述すること。
- ⑥ 提案の内容は、「本要項」および「横須賀市観光マーケティング調査業務委託仕様書」の内容を十分に踏まえて、見積額の範囲内で行うことを前提に記載すること。

#### 1.3. 1次選考の選考方法（書類審査・プレゼンテーション）

##### (1) 日程

令和6年10月1日（火）

具体的な時間については、参加資格確認結果の通知と併せて連絡する。

##### (2) 実施方法

- ① 時間は1参加者につき45分程度（プレゼンテーション25分、質疑応答20分程度）を予定。
- ② 出席者は3名以内とする。契約を履行する際に、統括責任者となる者が必ず出席すること。なお、選考時には、会社名が特定できるような衣類やバッジ等を身に付けないこと。

- ③ 選考は非公開とし、提出した提案書等をもとに説明すること。その際、提案書等の補足説明資料の配付は認めるが、提案書等に記載がない新たな追加提案や追加資料の配付は認めない。なお、補足説明資料についても提案書同様、自社の名称（事業者名）等は表記しないこと
- ④ プレゼンテーションの実施に際して、パソコンやモニター等を使用する場合は、機器の接続など必要な準備作業を行うこと。モニター（又はスクリーン、プロジェクタ）、電源は本市で準備するが、パソコン等その他の機器については参加者が用意すること。また、無線LAN等のインターネット回線が使用できる環境ではないため、必要に応じ参加者で用意すること。

(3) 提案書の審査について

1次選考における各応募者の提案は、選考委員会において、以下に記載の評価項目および評価配点に基づき、公平かつ客観的な審査を行うものとする。

(4) 1次選考（書類審査・プレゼンテーション）の評価項目および配点

項目		評価の視点	配点 (点)
実施方針		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務の目的・内容を正しく理解し目的を達成する提案内容か。</li> <li>・本市の現状や地域特性、課題等を踏まえた実施方針が提示されているか。</li> </ul>	60
業務実績		<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去に類似業務に取り組んだ実績があり、今回の業務を実施する上で豊富な経験を有しているか。</li> </ul>	60
実施体制		<ul style="list-style-type: none"> <li>・不測の事態にも対応でき、期間内で円滑に確実な遂行ができるスケジュールとなるよう、詳細な業務工程や適切な進捗管理手法等が提示されているか。</li> <li>・過去に同種業務実績および経験を有している者を配置し、業務が十分に遂行できる人員体制か。</li> </ul>	60
業務提案	動態調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査に使用するツールや手法の信頼性、客観性等の根拠が示されており、本業務の遂行に見合ったものであるか。</li> <li>・取得できる観光客属性等の調査項目は、本業務を遂行するに適切であるか。</li> <li>・収集するデータや推計方法において確か</li> </ul>	120

項目		評価の視点	配点 (点)
		らしさの根拠が示されているか。	
	データ集計	<ul style="list-style-type: none"> <li>単なるデータの収集や整理にとどまらず、今後の本市の施策展開に活かせると期待できる効果的な集計方法が提示されているか。</li> <li>分かりやすく集計結果を示すために成果品（報告書等）の見せ方等に創意工夫があるか。</li> </ul>	90
	データ分析・提言	<ul style="list-style-type: none"> <li>本業務の趣旨と内容を十分理解した上で、国等の調査との比較や、観光振興策およびターゲット設定等、基本計画改定に寄与する分析方法を提案しているか。</li> <li>本業務の趣旨と内容を十分理解した上で、基本計画の改定に寄与する提言作成の方法を提案しているか。</li> </ul>	120
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>本業務を実施するにあたり、提案者が独自に必要な・効果的と考える事柄を提案しているか。</li> <li>独自提案は、基本計画の改定に十分活用できるものであるか。</li> </ul>	90
総合計点			600

(5) 評価基準点

1次選考の通過基準として以下のとおり評価基準点を設定し、最も高い総合評価点を得た参加者と評価基準点以上の参加者を1次選考の通過者とする。

**【評価基準点】**

総合評価点の最高点の95%（小数点以下は切り捨て）

(例) 総合評価点の最高点が550点の場合 ⇒ 評価基準点は522点

総合評価点の最高点が500点の場合 ⇒ 評価基準点は475点

なお、すべての参加者の総合評価点が総合計点の60%に達していない場合は、選定者なしとする。

(6) 選定結果の通知

選定結果については決定後、すべての参加者に電子メールにて通知する。

#### 14. 2次選考の選定方法（競争見積り合わせ）

(1) 開札日

令和6年10月4日（金）

具体的な時間については、1次選考の選考結果通知と併せて連絡する。

(2) 開札場所

横須賀市役所 〒238-8550 神奈川県横須賀市小川町 11

具体的な会場については、1次選考の選考結果と併せて連絡する。

(3) 見積書の開札と契約候補者の選定

1次選考を通過した事業者の立ち合い（希望者のみ）のもと、1次選考を通過した参加者の見積書（様式5）のみ開札を行い、予算上限額以下で、かつ、最も低い見積額を提示した参加者を契約候補者に選定する。（1次選考を通過しなかった参加者の見積書は、開封せずに返却する。）

2次選考において最も低い額の見積りをした者が2者以上あるときは、その者のうち、1次選考の総合評価点が最も高い者を契約候補者に選定する。

(4) 選定結果の通知及び公表

選定結果については決定後、全ての参加者に書面にて通知するとともに本市ホームページにおいて公表する。公表内容は以下のとおり。

- ・参加事業者数
- ・参加者の総合評価点（法人名についてはA社、B社等と表記する。）
- ・契約候補者名

#### 15. 契約締結

(1) 基本的な考え方

提案書等の提出書類は、本業務の契約候補者をプロポーザルにより選定するための資料であり、提案事項を全て業務委託の契約内容に反映するとは限らない。業務委託契約の締結にあたっては、その契約内容について本市と契約候補者が双方協議のうえ決定する。

(2) 業務委託契約

① 契約形態

契約候補者との協議が成立した場合に業務委託契約を締結することとする。

② 契約方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約とする。

③ 業務委託料

本市と締結する業務委託契約において定める委託料は、本プロポーザルにおいて見積もった委託料によるものとする。ただし、業務仕様書の内容を変更して

契約を行うこととした場合には、本市と契約候補者の双方協議により、これを考慮した委託料とする場合がある。

④ 費用の支払

委託料の支払については、別紙「横須賀市観光マーケティング調査業務委託仕様書」のとおりとする。

⑤ 契約保証金

免除する。

⑥ 契約締結

令和6年10月中旬を目途に業務委託契約を締結する予定である。契約手続きの詳細は、契約候補者に対して、別途通知する。

⑦ その他

契約候補者の選定後、業務委託契約の締結までに「6. 参加資格」に定める事項のいずれかを満たさなくなった場合には、業務委託契約を締結しないことがある。なお、「かながわ電子入札共同システム」の登録申請中の者については、令和6年10月1日（火）までに横須賀市競争入札参加資格を有していることが条件となる。

## 16. 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提案書等が提出された場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められるに至った場合。
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (5) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、選考委員会委員長が失格であると認めた場合。

## 17. プロポーザル参加に際しての留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 参加申請書の提出後に辞退を希望する場合は、速やかに辞退届（様式6）を本市に提出すること。
- (3) 提出書類は主に日本語を用いることとし、通貨は日本円とする。
- (4) 提出書類に関して、事務局より問合せや追加資料等の提出を求められた場合には、速やかに対応すること。
- (5) 提出期限後の書類の修正及び変更は一切認めない。
- (6) 提出書類について情報公開請求があった場合は、横須賀市情報公開条例（平成

13 年条例第 4 号) に基づき、公開する場合がある。

(7) 本要項に定めのない事項は、本市の契約規則に定めるところによる。